

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	医療政策課	整理番号	3
許認可等の種類	診療所、助産所の開設許可			
根拠法令条例等・条項	医療法第7条第1項、医療法施行規則第1条の14、医療法施行規則第2条			
許認可等の概要	診療所、助産所の開設許可			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p><b>【参考】</b>  医療法第7条第1項  病院を開設しようとするとき、医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第十六条の六第一項の規定による登録を受けた者(同法第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了医師」という。)及び歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者(同法第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了歯科医師」という。)でない者が診療所を開設しようとするとき、又は助産師(保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第十五条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第三項の規定による登録を受けた者に限る。以下この条、第八条及び第十一条において同じ。)でない者が助産所を開設しようとするときは、開設地の都道府県知事(診療所又は助産所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。第八条から第九条まで、第十二条、第十五条、第十八条、第二十四条、第二十四条の二、第二十七条及び第二十八条から第三十条までの規定において同じ。)の許可を受けなければならない。</p> <p>第3条、第4条、第4条の2、第4条の3、第6条の5、第6条の6、第7条の2、第10条第1項、第10条第2項、第11条、第12条第1項、第12条第2項、第18条、第19条、第20条、第21条、第23条、第46条</p> <p>医療法施行規則第1条の10、第1条の14、第2条、第16条、第17条、第19条、第20条、第21条</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	15日			
期間の制定根拠	—			